

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務
の入札等の手続に係る対応方針

令和2年3月6日

総務部長決裁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた防止に万全を期す観点から、工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続に係る対応について、埼玉県総務部入札課長からの通知（別添参照）を踏まえ、次のとおり対応をするものとします。

なお、本方針に伴う事務手続については、草加市事務決裁規則に基づき進めるものとします。

【対応方針】

1 ヒアリング実施について

工事等の入札等の手続に当たって3月6日から15日までの間にヒアリングの実施予定している場合、ヒアリングの必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

- ①3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうか検討する。
- ②ヒアリングを3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等配慮した上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ③やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2 今後公告する工事等について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27付け国地契第44号）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたに監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下のように適宜柔軟な対応を行うこととする。

・通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。

- ・通知に基づいて調査・設計等の業務の一時中止等を行ったことにより完成が年度を超える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

【今後について】

国や埼玉県から新型コロナウイルス感染症対策について、更新、具体化などの通知がある場合には、改めて方針の変更等を行うものとします。